　　　　　　　　　　課・局

第１号様式（第５条関係）

**開　発　事　前　協　議　申　請　書**

年　　月　　日

明和町長　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

下記のとおり開発行為を計画いたしたいので、明和町開発行為に関する指導要綱第４条の規定により協議を申請いたします。

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １ | 開発場所 | 明和町大字　　　　　　字　　　　　　　番地 | | | |
| ２ | 申請書作成者 | 住　所  氏　名  電話番号  担当者 | | | |
| ３ | 工事施工者 | 住　所  氏　名 | | | |
| ４ | 開発面積 | （実測面積）　　　　　　　　　　　　㎡ | | | |
| ５ | 現況地目及び面積 | 地　目 |  | 公簿面積 | ㎡ |
| ６ | 土地利用計画面積 | 住宅用地 | ㎡ | | |
| 用地 | ㎡ | | |
| 道路用地 | ㎡ | | |
| 公園用地 | ㎡ | | |
| 水路用地 | ㎡ | | |
| その他 | ㎡ | | |
| ７ | 開発区域に接する  道路名称及び幅員 | 道路名称 | | 現況幅員  ｍ | |
| 開発計画（主要用  途、予定戸数等） |  | | | |
| ８ | 工期 | 工事着手予定　　　　　年　　月　　日 | | | |
| 工事完了予定　　　　　年　　月　　日 | | | |
| ９ | その他必要な事項 |  | | | |

第２号様式（第11条関係）

**開　発　事　前　協　議　変　更　申　請　書**

年　　月　　日

明和町長　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（電話番号）

代理者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

（電話番号）

下記のとおり開発行為計画を変更いたしたいので、明和町開発行為に関する指導要綱第11条の規定により変更協議を申請いたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 施行場所 | 三重県多気郡明和町大字　　　　　　字　　　　　　番地 |
| １．変更に係る事項 | |
| ２．変更理由 | |
| ３．その他必要事項 | |
| ４．開発事前協議申請日 | 年　　月　　日 |

第３号様式（第12条、第22条関係）

**協　議　結　果　報　告　書**

年　　月　　日

明和町長　　　　　　　　　　様

関係者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

事業者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

明和町開発指導要綱第12条の規定により、協議した結果を報告します。この報告書の記載事項は、事実に相違ありません。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 開発場所 | | 明和町大字　　　　　　　　字　　　　　　　　番地 | |
| 開発面積 | | ㎡ | |
| 開発目的 | |  | |
| 協議の日時 | | 年　　月　　日 | |
| 協議の場所 | |  | |
| 協議に  出席した者 | | 地元関係者 |  |
| 事業者及び関係者 |  |
| 協　　　議　　　内　　　容 | 開発説明 | 土地利用計画 |  |
| 施設の配置、加工 |  |
| 排水関係 | 排水経路 |  |
| 排水処理方法 | 公共下水　・　農集　・　合併（　　人槽） |
| 放流水質 |  |
| その他 |  |
| 工事関係 | 工事施工者 |  |
| 工事期間 |  |
| 工事進入路 |  |
| 安全対策 |  |
| 工事に伴う影響 |  |
| ごみ集積 | 集積方法 |  |
| リサイクル方法 |  |
| その他  （必要な  事項） | 自治会加入 | する　・　しない |
| 防火対策 | 消火栓　・　防火水槽 |
| 防犯対策 | 防犯灯　あり・なし　使用料（自治会・　　　） |
| 交通安全対策 |  |
| その他 |  |

関係者への説明不要がある場合は、その理由を記入してください。

第４号様式（第６条関係）

**公　共　施　設　管　理　者　と　の　協　議　経　過　書**

年　　月　　日

申請者　　　　　　　　　　様

明和町長

　　　　年　月　日付けで協議申請のありました開発行為に関して、明和町開発指導要綱に基づく協議の結果は、次の「協議経過事項」のとおりですので、回答をお願いします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 課・局名 | 協　　議　　経　　過　　事　　項 | 申　請　者　回　答　欄 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

**誓　　　約　　　書**

　上記の協議経過に基づき、開発行為を行うことを誓約します。

　　　　　年　　月　　日

　明和町長　　　　　　　　　　様

申請者　住　所

氏　名

第５号様式（第７条関係）

**開発行為に関する協定書**

明和町長　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　（以下「乙」という。）は、次の条項により開発行為の施行に関する協定を締結する。

（開発場所及び規模等）

第１条　乙が施行する開発場所及び規模等は、次のとおりとする。

　　　所　在　地　　多気郡明和町大字　　　　　　　　字　　　　　　　　番地

　　　開発の面積　　　　　　　　　　　㎡

　　　開発の目的

（関係諸法令の遵守）

第２条　前条の開発行為について、乙は、明和町開発指導要綱（以下「要綱」という。）、明和町開発技術基準及び関係法令等（以下「技術基準等」という。）並びに要綱第６条に規定する公共施設管理者との協議経過書とその回答を遵守し、施行するものとする。

（書類の提出や手続）

第３条　乙は、要綱及び技術基準等の規定を遵守し、書類の提出や手続は遅滞なく行うものとする。

（所有権移転手続）

第４条　乙は、町へ帰属することとなった土地について、土地の分筆を行うとともに、境界を表示し、所有権以外の権利がある場合は、事業者の責任と費用負担において工事完了届出書提出までに抹消して、甲の承諾を得て所有権移転手続を行うものとする。

（公益施設の維持管理）

第５条　前条において、検査不合格の場合は、検査合格となるまでの間、乙は、公共施設及び公益施設の維持管理を行うものとする。

（工事現場責任者の常駐）

第６条　乙は、開発行為の工事現場には工事現場責任者を常駐させるものとする。

（安全対策の設置）

第７条　乙は、開発行為に伴う道路、事業地その他の危険箇所には、乙の責任と費用負担において、開発区域内外を問わず、カーブミラー、防護柵、フェンス等の安全対策施設を設置するものとし、交通安全及び工事の安全に十分留意し万全を期するものとする。

（公共施設及び公益施設の使用）

第８条　乙は、開発行為による工事において公共施設及び公益施設の使用は常に良好な状態の保持を行うとともに、破損等した場合は、乙の責任と費用負担において工事完了までに現状に復旧し、工事中の公共施設清掃を行い、工事後の後片付け、清掃等についても工事完了までに行うものとする。

(工事中の中間検査)

第９条　乙は、開発行為の工事中において、路床工、路盤工、コンクリート構造物、上水道施設及び下水道施設については、甲の中間検査を受けるものとする。

（工事完了届出書の提出）

第10条　乙は、公共施設及び公益施設については、工事前、工事中及び完成後の写真を撮影し、工事完了届出書と同時に甲に提出するものとする。

第11条　乙は、地下や水中等に埋設される施設、設備等及びその他の完成後外部から検査、確認できない施設・設備等については、出来高、寸法、品質、施工状況等の確認できる写真を撮影し、工事完了届出書と同時に甲に提出するものとする。

（官民境界の表示）

第12条　乙は、官民境界の表示については、工事着手前に甲及び各関係者の立会いの下行うものとする。

（確定測量区画割）

第13条　乙は、甲に提出した工事完了届出書における確定測量区画割については、変更しないものとする。また、乙の責任において、この協定における開発区域を購入する者にも、書面にて本協定の内容を継承し、その書面の写しを甲に提出するものとする。

（開発行為の承継）

第14条　本協定の開発行為が、完成以前又は完成後に万一乙以外の者に承継されるときは、乙の責任においてその者がこの協定の履行を承継し、直ちに甲に文書で報告するものとする。

（協議経過書）

第15条　乙は、要綱第６条に規定する公共施設管理者との協議経過書による指示事項及び乙が公共施設管理者に回答した事項は、遵守するものとする。

（工事完了検査後の費用負担）

第16条　乙は、工事完了検査後、帰属された公共施設及び公益施設の維持管理について、工事完了公告後速やかに甲に引き継ぐものとする。ただし、工事完了公告後２年以内に公共公益施設に不良箇所があった場合は、甲の指示により、乙の責任と費用負担において修繕を行うこと。たとえ２年経過後であっても施工において故意又は重大な過失が原因で破損が生じたときは、整備に必要な費用は事業者の負担とする。

（事前協議の係留）

第17条　乙は、要綱第６条に規定する公共施設管理者との協議経過書による指示事項及び本協定内容を乙が履行しない場合は、この事項を履行するまで、新たな開発行為の事前協議を保留することができる。

（土地の管理）

第18条　乙は、開発区域内の宅地においては、所有権が移行するまでの期間は、土地の管理を定期的に行うものとする。

（災害の責）

第19条　乙は、本協定による開発行為によって起因する一切の災害については、全てその責を負うものとする。

（協議）

第20条　本協定に定めのない事項、又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

　本協定の締結を証するため、協定書２通を作成し、甲、乙ともに記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　甲　三重県多気郡明和町大字馬之上９４５番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　明和町長

　　　　　　　　　　　　　　　乙　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

第６号様式（第22条関係）

**洪水調整施設の管理に関する協定書**

　明和町長　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　（以下「乙」という。）は、乙が所有する下記の洪水調整施設（以下「洪水調整施設」という）の管理に関して次の各条項により協定する。

（洪水調整施設の所在地等）

第１条　洪水調整施設の所在等は、次のとおりとする。

　　　　　所在地　　明和町大字　　　　　　　　字　　　　　　　　番地

　　　　　種　類

　　　　　調節量

　　　　　構造等　　別紙図面のとおり

（洪水調整施設の管理及び範囲）

第２条　乙は、善良な管理者の注意をもって洪水調整施設の維持管理に関する一切の業務（以下「管理業務」という）を行わなければならない。

２　乙は、前項に規定する管理業務のうち、次に掲げる事項について特段の注意を払わなければならない。

（１）制施設内の堆積土砂等の除去を行うこと。

（２）洪水調整施設における水の流出入口及びスクリーン等の点検並びに清掃を行うこと。

（３）洪水調整施設内外の危険防止措置について十分配慮するとともに、門扉、フェンス及びその他の施設の補修の必要が生じたときは直ちに実施し、甲に文書をもって報告すること。

（４）風の接近等、異常降雨が予想されるときは、厳重な監視を行って災害の発生を未然に防止することに努めること。

（５）洪水調整施設に関して異常、事故又は災害が発生したことを発見したときは、応急措置を行うとともに、速やかに文書をもって甲に報告すること。ただし、緊急を要する場合あっては、口頭での報告に替えることもできる。

（６）毎年雨期前にその機能が適切に発揮できるよう、洪水調整施設内外の定期点検並びに清掃を行い、速やかに管理状況を文書をもって報告すること。

３　乙は、前項に掲げる事項の実施計画書の作成及び管理人の選定を行い、甲に提出するものとする。また、その内容に変更を生じた場合も同様とする。

４　乙は、洪水調整施設の見やすい場所又はその周辺の見やすい場所に、洪水調整施設の種類、構造、管理者の氏名又は名称を表示するものとする。

５　甲は、洪水調整施設の管理状態を確認するために、乙が所有する洪水調整施設に立ち入ることができる。

（維持管理に関する指導）

第３条　甲は、洪水調整施設の維持管理に関し、その必要な限りにおいて、乙に対して指導をすることができる。

（費用負担）

第４条　管理業務に関する経費は、全て乙の負担とする。

２　洪水調整施設が破損した場合は、乙の負担により修復しなければならない。

（管理に関する図書）

第５条　乙は、洪水調整施設の管理に関する図書を整備し、その管理の状況について記録するものとする。

（管理に関する図書）

第６条　乙は、洪水調整施設存続中その機能の保全に努めるとともに、洪水調整施設に変更を加えようとするときは、予め甲と協議し、承認を得なければならない。

２　乙は、前項に規定する変更を行ったときは、直ちに甲に文書で報告し、その検査を受けなければならない。

（管理の期間）

第７条　乙が管理を行う期間は、乙が甲に開発完了時に施設用地及び施設を帰属した場合は、工事完了公告の日から10年間とし、経過後施設機械の交換を行い、担当課の検査を受けた後、町に移管するものとする。

２　乙が甲に施設用地及び施設を帰属しない場合は、この協定の締結の日から洪水調整施設存続中とする。

（損害の賠償）

第８条　洪水調整施設の設置及び管理の瑕疵により第三者に損害を生じたときは、全て乙が賠償の責任を負うものとする。

（所有者の変更）

第９条　乙は、乙が所有する洪水調整施設の所有者を第三者に譲渡したときは、この協定の各条項に係る乙の地位をその者に承継し、直ちに甲にその者の住所、氏名等を届け出なければならない。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲及び乙双方の協議により決定するものとする。

この協定締結の証として本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その１通を保有するものとする。

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　甲　三重県多気郡明和町大字馬之上９４５番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　明和町長

　　　　　　　　　　　　　　　乙　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

第７号様式（第11条関係）

**開発行為計画廃止・中止届出書**

年　　月　　日

　明和町長　　　　　　　　　　様

事業者　住　所

氏　名

又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当者氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（連　絡　先）

年　月　日付けで開発申請いたしました下記の開発行為を、　　　年　月　日付けで（廃止・中止）し、開発区域の周辺地域に災害その他不利益が生じないよう取り組みますので、届け出ます。

記

１ 開発行為の施行場所　　明和町大字

２　開発行為の計画内容

３　開発区域周辺地域に災害その他の不利益を生じさせない取組内容

第８号様式（第35条関係）

**公共施設の用に供する土地の帰属に係る申請書**

年　　月　　日

　明和町長　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者　住　所

氏　名

又は名称

下記の開発行為に係る公共施設等の土地を帰属したいので、申請します。

記

１．開発場所　　　　三重県多気郡明和町大字

２．開発目的

３．開発面積　　　　　　　　　　㎡

４．開発許可番号

５．土地帰属状況一覧表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設概要 | 延長（ｍ） | 幅員（ｍ） | 面積（㎡） | 備　考 |
| 道　路 |  |  |  |  |
| 公　園 |  |  |  |  |
| 緑　地 |  |  |  |  |
| 広　場 |  |  |  |  |
| 水　路 |  |  |  |  |
| 防火水槽 |  |  |  |  |
| 調整池 |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |

６．物件表示

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 地　　名 | 地　番 | 地　　目 | | 面　積  （㎡） | 備　考 |
| 台　帳 | 現　況 |
| 多気郡明和町大字 |  |  |  |  |  |

７．理由

添付書類

①位置図（1/50,000～1/10,000地形図）　　②案内図　　③土地利用計画図

④公図写し　　⑤測量図写し　　⑥全部事項証明書　　⑦登記承諾書（兼登記原因証明情報）

⑧法人の場合は履歴事項全部証明書　　⑨印鑑証明書　　⑩その他必要な書類

**登記承諾書（兼登記原因証明情報）**

　　　年　月　日都市計画法第40条第２項の規定による帰属により、公共用敷地として次の土地を帰属しました。よって、本件不動産の所有権は、同日、　　　　　　から多気郡明和町に移転したので、所有権移転登記することを承諾します。

　　　　　年　　月　　日

住所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

多気郡明和町長　　　　　　　　　　様

不動産の表示

　１．所在　多気郡明和町大字

　　　地番　　　　　　番

　　　地目

　　　地積　　　　　　㎡

第９号様式（第37条関係）

**承　継　申　請　書**

年　　月　　日

明和町長　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　申請者　　氏名又は名称及び

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

公共施設管理者との協議経過について同意した事項について、承継したいので、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 被承継人の氏名又は名称  代表者氏名  電話番号 | －　　　　－ |
| 承継年月日 | 年　　月　　日 |
| 承継の原因 |  |
| 開発場所 | 三重県多気郡明和町大字 |
| 開発面積 | ㎡ |
| 開発目的 |  |
| 公共施設管理者との  協議経過書提出日 | 年　　月　　日 |

第10号様式（第37条関係）

第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

明和町長

**承継申請に対する承認書**

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった承継申請について、下記のとおり承認します。

記

１　承継者　　　　住　所

　　　　　　　　　　氏　名

２　開発場所　　　明和町大字

３　開発面積

４　開発用途

**開発行為における関係者への協議要領**

開発される区域への入居・利用等される人々と、地域住民との調和のある環境を創造するため、開発事業者の方は、次の内容について、周辺関係者等と十分に説明、協議及び調整を行ってください。

（周辺関係者）

・土地改良区

・地元自治会

・漁業協同組合

・隣接地の居住者・所有者

・その他必要と思われる者

（周辺関係者への説明内容）

・開発行為に係る概要：規模、目的、施設の配置、加工等を行う公共施設の規模と内容

・開発工事の概要：工事施工者、工事期間、工事安全計画、交通安全計画、防火水利計画、工事に伴う影響等

・開発後の排水計画：放流の工法、量、水質、排水経路等

・開発後の安全確保：交通安全、防犯、防火等

・ごみの処理計画：ごみの排出量、処理内容及びリサイクルの方法

・工事中又は必要に応じて開発後の駐車場の確保

・開発行為により影響を受けることが予想される事項

以上を、設計図面・設計説明書・計画概要書等により関係者に説明を行ってください。

その結果及び経過を、関係者の確認署名又は押印の上、明和町開発指導要綱による第３号様式により、開発申請書に添付してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 周辺関係者 | 同意書 | 協議書 | 説　明 |
| 土地改良区 | 〇 |  |  |
| 地元自治会 |  | ○ |  |
| 漁業協同組合 |  |  | ○ |
| 隣接地関係者 |  |  | ○ |

※土地改良区については流末に改良区施設施設がない場合は必要ありません。

**開発事前協議申請提出書類部数**

明和町開発指導要綱別表第１の事前協議申請書添付図書等を揃え、10部※提出すること。

・まちづくり戦略課

・建設課

・産業振興課

・上下水道課　上水道係

・上下水道課　下水道係

・農業委員会事務局

・生活環境課

・斎宮跡・文化観光課

・教育課

・総務防災課

※健康あゆみ課（建築用途が福祉施設の場合のみ）

注意

・図面には整理番号を付すこと

・消防用水利施設に関しては、松阪地区広域消防組合と協議すること。